

総務建設委員会会議録

開閉日時 令和2年6月23日（火） 午前10時00分～午前11時09分
会 場 高浜市議場

1. 出席者

1 番 荒川 義孝、 4 番 神谷 利盛、 6 番 柴田 耕一、
7 番 長谷川広昌、 10番 杉浦 辰夫、 12番 鈴木 勝彦、
13番 今原ゆかり、 16番 倉田 利奈、
オブザーバー
副議長（9番） 柳沢 英希

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

2 番 神谷 直子、 3 番 杉浦 康憲、 5 番 岡田 公作、
8 番 黒川 美克、 11番 北川 広人、 14番 小嶋 克文、
15番 内藤とし子

4. 説明のため出席した者

市長、副市長、
総務部長、行政GL、行政G主幹、財務GL、財務G主幹、
市民部長、市民窓口GL、経済環境GL、経済環境G主幹、
税務GL、税務G主幹、
都市政策部長、都市計画GL、防災防犯GL、
上下水道GL、上下水道G主幹

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記2名

6. 付議事項

- (1) 議案第32号 高浜市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
- (2) 議案第33号 高浜市税条例等の一部改正について
- (3) 議案第34号 高浜市都市計画税条例の一部改正について
- (4) 議案第35号 高浜市国民健康保険条例の一部改正について
- (5) 議案第36号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について
- (6) 議案第37号 高浜市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- (7) 議案第38号 高浜市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- (8) 議案第46号 令和2年度高浜市一般会計補正予算（第4回）
- (9) 議案第47号 令和2年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1回）
- (10) 議案第49号 令和2年度高浜市水道事業会計補正予算（第1回）
- (11) 議案第51号 令和2年度高浜市一般会計補正予算（第5回）

7. 会議経過

委員長挨拶

委員長 ただいまの出席委員は、全員であります。

よって、本委員会は成立いたしましたので、これより総務建設委員会を開会いたします。市長挨拶。

市長挨拶

委員長 去る6月19日の本会議におきまして、当委員会に付託となりま

した案件は、既に配付されております、議案付託表のとおり、議案11件であります。

当委員会の議事は、議案付託表の順序により、逐次進めてまいりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、これより、議案付託表の順序により、会議を行います。

次に、委員会記録の署名委員の指名についてであります。

本件については、委員長から御指名申し上げて御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の神谷利盛委員を指名いたします。

それでは、当局のほうから説明を加えることがあればお願いします。

説（総務部） 特にございませぬ。よろしくお願ひいたします。

委員長 これより質疑に入りますが、円滑な委員会運営のため、総括質疑との重複をできるだけ避けていただきますようお願いいたします。

《議 題》

- (1) 議案第32号 高浜市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第32号の質疑を打ち切ります。

(2) 議案第33号 高浜市税条例等の一部改正について
委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第33号の質疑を打ち切ります。

(3) 議案第34号 高浜市都市計画税条例の一部改正について
委員長 質疑を行います。

問 (16) 高浜での浸水被害軽減地区というところですね、具体的に教えてください。

答 (税務) 今回改正で浸水被害軽減地区ということで改正させていただきましたが、これは高浜市では設定がありません。

全国で1カ所だけですが、地方税法が改正されましたので、都市計画税条例を改正させていただくものでございます。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第34号の質疑を打ち切ります。

(4) 議案第35号 高浜市国民健康保険条例の一部改正について
委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第35号の質疑を打ち切ります。

(5) 議案第36号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第36号の質疑を打ち切ります。

(6) 議案第37号 高浜市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第37号の質疑を打ち切ります。

(7) 議案第38号 高浜市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第38号の質疑を打ち切ります。

(8) 議案第46号 令和2年度高浜市一般会計補正予算(第4回)

委員長 質疑を行います。

問（６） 補正予算書の32ページ及び新規事業の3ページの経営近代化支援事業、プレミアム商品券の事業補助金について、再度というのか、ちょっと違う方向でお伺いしたいと思います。

これは商工会が事業主体ということを前の総括で伺いました。

そういうことで、商品券の要するに購入者への通知とか周知。それは、郵便局がこの前マスクを配布したときに、配った世帯というふうに聞いておりますけれども、例えば、同じ敷地内です、2世帯以上ありますけれども、郵便ポストが例えば1カ所だとか、そういったような世帯の場合、マスクが要するに1つしか入ってなかったというような苦情が、多少あるところがありますけれども、そういったところをどういうふうにかバーしていくのか。

それと、本来、要するに小売店及び飲食店等、全ての事業や事業者や店舗を公募対象とするということをお聞きしておるんですけど、商工会員でない、そういった業者をどういうふうに扱っていくのか。

それと、そういった事業者の公募方法や、どのように取り扱い業者を周知したり、市民に取扱店の周知等するのか、再度、当局の考えをお聞きしたいと思います。

答（経済環境） 一つ目の、政府が行ったマスク方式ですと届かない世帯があるというところのお答えですが、今回、2万1,000冊商品券は準備しております。

6月1日の住基の世帯数を確認しますと、2万729件でございます、その差がまずございます。

今回、郵便局が同一で届かないというところにつきましては、届かない旨を商工会のほうにお伝えいただきまして、御自身でちょっと申請する形になりますが、商工会のほうで受け取っていただくということを現在考えておりますが、そのやり方についても、今後、商工会とは詰めてまいります。

次の、プレミアム商品券を扱うお店の募集の仕方についてでございますが、本議会終了後です、商工会が今考えていますのは、新聞や会報

等で広く、プレミアム商品券を扱うというお店を募集するということをまずやるという手続に入ります。

その手続後、募集に応じられた方につきましては、説明会を経て、商品券の取り扱いができるということになっております。

また、新聞等のメディアでも、そういったものについては、あとキャッチのほうも既に取材のお話が来ておりますので、そういった形で広く周知のほうは進めてまいりたいと考えております。

答（市民部） 取扱店でございますけれども、商工会員以外の非会員の方も、手を挙げていただければ、取扱店として認めていくということを商工会のほうから伺っております。

問（6） 先ほど2万729世帯ということをお聞きしましたけれど、郵便局では多分、一応、発注が2万1,000世帯分を用意しておるということになっておりますけれど、郵便局で世帯数をどういうふうに、要するに、チェックするのか。

例えば一世帯2冊とか3冊と、商工会のほうにもらいに行けば、引換券をくれるというふうになると、やっぱりそういった不公平さが生じてこないかとか、それと、引換券を商品券に交換する、例えば、場所及び交換期間、それと、三密を避ける交換方法等、どのように考えておるのか。そこら辺のことも、お聞きします。

答（経済環境） まず、同一世帯で届かないというようなお話でございますが、現時点では、まだその辺は商工会との具体の詰めを行っておりませんが、極力届くような形、世帯分離している、もしくは、1軒の家に、お父さんと子供の世帯があるというような場合につきましても、その旨を説明していただいて、商工会で取れるよという形でなるべくは進めてまいりたいというのが一つでございます。

あと、交換する際の三密でございますが、現在、まだちょっと完全に詰め切れておりませんが、極力、引き換えの期間に、まず、複数の場所でやるということと、行政からお願いしているのは、商品券を取り扱うお店で、直接できるような形も、ちょっと考えていただきたいということはお伝えしておって、それで三密のほうは対応してまいりたいと考え

ております。

委員長 ほかに。

問（6） わかりました。ありがとうございます。

なるべく、こういった三密やなんかは避けるように。一応交換というのか、商品券の事業は、9月1日から12月25日、その間、使えるということなんですけれど、その間でも別に、引換券で商品券に交換できるというふうに考えてもよろしいのか。

そこら辺の、ある程度の期間を設けておるのか。

それと、商品券を、例えば小売業者等、要するに、4カ月の間の期間で、金融機関に持ち込めば、すぐ現金化できるのか。期間中、何回かで分けるのか。

そこら辺と、あと、市内全ての金融機関で取り扱ってもらえるのか。

そこら辺のことと、あと、この事業費7,000万に対してですね、事務費が800万ってあるんですけど、事務費の根拠。そこら辺のことを少しお聞きしたいと思います。

答（経済環境） 引換期間、販売期間でございますが、9月からの2週間ということで期限は切っております。

この期間に、換えれなかった方の場合の取り扱いについては、現在まだちょっと商工会とは決めきれておりませんが、極力、2週間の間で交換していただいて、早く商品券を使っていただくということを、望んでまいりたいと思っております。

あと、金融機関での商品券と現金との引き換えでございますが、これは速やかにできるようにというのは、商工会とも何度も詰めておりますので、金融機関のほうにも御協力いただきたいということは伝えております。

あと、金融機関でございますが、現在お聞きしてるのは1金融機関でという形を聞いております。

あと、7,000万のうち800万円の事務費の根拠でございますが、800万円のが大半がですね、商品券を印刷する費用が、大半が800万円の事務費になっております。

偽造防止のホログラム処理をかけるということで、かなり高額になるということを知っています。

以上です。

問（6） 1 金融機関ということなんですけれど、例えば取引がない小売店やなんかはどのように、そういった場合、どういうふうに扱っていくのか。

答（経済環境） そういった場合は、商工会のほうで受け取る形で、一旦、商工会が預かるという形になるかと思います。

委員長 ほかに。

問（16） では、今のプレミアム商品券にかかわることで、もう少し詳しくお聞きしたいと思います。

国からの政府からのマスクの方式で配るということで、先ほど例えば二世帯で一戸のポストだった場合は、申し出ていただくということなんですけど、商工会のほうはですね、世帯の個人情報を持っていないわけなので、申し出られても、それが正しいかどうかの判断をどうされるかというところと、もう一つですね、今回のマスクの配布によって、例えば自宅に1個配付された、そこが例えば書道教室とか珠算教室とかを、一般家庭のような、住宅でやられてる場合、そちら住んでないんだけど、そちらにも配布されていたってということで、1世帯で2組、マスクが来たっていうところも聞いているんですね。

そういうところはどうされるのかっていうところ。そのあたりしっかり詰めておかないと、このマスク方式で配布することがいいかどうかっていうところはすごく問題があると思いますし、やはり全世帯に、公平に配布できるってことが、ちょっとこの方式だと非常に難しいのではないかと私は思っていますので、そのあたりを詳しく御説明いただきたいというのと、あとですね、今回、プレミアム商品券事業費補助金ということで、事業を進めていくってことなんですけど、なぜこれ委託でやらなかったのかっていうところについても、お聞きしたいと思います。

あとですね、先日の総括質疑で市場効果測定を行うっていう話があったんですけど、逆に、今ですね、このコロナ禍によって、大変、中小企

業さんとか、大企業もそうですけど、飲食店さんとか、特に外食産業さんとかですね、旅行業者さんとか、非常に大打撃を受けているところがある一方でですね、逆に、コロナ禍によって収入がふえたという、会社さんとか、お店とかも聞いているんですね。

そういうことで、どういった、売り上げ回復を図るという、このあたりをどういった予測のもと、この計画を立てたのかっていうところを教えてくださいたいと思います。

答（経済環境） 一点目のマスク方式の件のところでございますが、やはりこの方法、いろいろやり方あると思います。

当初もこの引換券を配布するにあたって、三つの方法を検討いたしております。

まずは、他市がやられておるような申込制の場合、あとは、市が世帯情報を使って配布する場合、あとは、郵便局による配布のマスク方式ということ、三つの選択肢がございました。

その三つのうちでも、この事業を速やかにやるというところの着目点において、あと、事業者が商工会でやるという場合になったときには、やはりマスク方式が一番最良だということで、判断のほうは、マスク方式でしております。

あと、自宅やお店等を二つお持ちで、ポストが1軒でも2個あるよというようなところにつきましては、原則、私どもが聞いている限り、そういったところには配達しないように、できるかなということを聞いておりますので、その辺をもう一度詰めたいと思っております。

あと、補助金のところでございますが、今回ですね、まず、委託業務という選択肢を考えた場合に、本定例会の議決後、手続を進めても、実際の商品券が利用できるまで、3カ月くらい相当の時間がかかります。

そういった場合に、早期の対策が必要であるということから、まずは商工会という選択肢の中で、実施主体は商工会になるということで、市の商工振興を図るため、商工会と行う事業としての補助金としての支出ということを考えております。

あと、市場効果測定。確かに聞いているところ、市内のお店でもステイ

ホームということで、売上が上がったというところも聞いております。

中には、企業さんの中には非常に売上が下がっているというところも、聞いておりますが、やはりその、今回、約6,200万円程度の商品券事業でお店、あと個人さんが消費をするというところでの範囲の中での効果測定かなと考えておりますので。あとそれ以外にも、今回コロナにつきましては、いろいろ、国の対策もしておりますので、そういったものも含めて、ちょっと、商品券単体の測定としては、個人の店が、売上が上がった、来店者がふえたのかなとか、そういったところで測定のほうは進めてまいりたいと思っております。

問（16）　ちょっと答弁漏れがあるかと思うんですけど、二世帯ですね。例えば、二世帯住宅などに1個しかマスクがポストに届かなかったという場合ですね。

このあたり、商工会さん、世帯の個人情報を持っていないので、そのあたりを、私のところ届かなかったですよって、言いについても、どう証明するのか。

ちょっとこのあたりですね、しっかり全世界帯に公平に配れるかどうか、きちんと教えてください。

答（経済環境）　やはり、どういった形で進めてもゼロというのはないと思いますので、極力やっていきたいという考えの中で、取りにこられた方については、私はもらっていませんよというようなことで誓約書にサインをしていただくという形で、本人が虚偽の申請じゃないというところで、世帯のほうは確認していきたいと思います。

確かに商工会は世帯情報持っておりませんので、その辺の確認はできないところがございますが、あくまで自己申告という形で進めてまいりたいと思っております。

問（16）　10万円の給付金に関しては、市が直接やってるということで、確実に各世帯に、皆さん給付ができると思うんですけど、今回のプレミアム商品券については、非常に何かこぼれてしまう方がいたり、逆に、いくつも入ってたよ、という世帯も出てくるんじゃないかっていうことで、非常にちょっと、やり方としてはちょっと危ういなと思っております。

す。

でですね、先ほどからですね引き換えが9月からの2週間というお話があったかと思うんですけど、引き換えが、取り扱う店舗でも引き換えができるようにするという話もあったかと思うんですけど、金融機関であればこの引き換えについての、金融機関への手数料とかが必要なのか。

また、商店さんがそのプレミアム商品券で買ってもらって自分のところで持っているものを、銀行で換金される時、銀行での手数料とか発生するかどうか、そのあたり教えてください。

答（経済環境） 引換手数料につきましては、商店さんではなくて、商品券が現金になって、その現金になった数の分だけを、商工会のほうで手数料として負担する形になります。

問（16） すいません、ちょっとよくわからなかったんですけど、今の話だと、お店の方がプレミアム商品券で、買われた商品券。

市民の方が買われますよね。プレミアム商品券が来ます。お店に。これを換金します。持っていきます。

そのときに、手数料を、そのときに引かれてしまうということですかね。

そのプレミアム商品券の額以外に、手数料が必要になるってということですかね、商店さん。

答（経済環境） 今回、一般の市民の方が、そういった手数料を負担することはございませんので、あくまで、商品券を現金化した後に、現金化した分の商品券の数だけ、商工会のほうで手数料を銀行さんに支払うという形になります。

問（16） ということは、商工会さんがその手数料を、この事務費からとかから出していただけるということで、各その店舗さんにとっては、特に、負担を自分のところがしなければいけないということはないということなのかなと思うんですけど。

逆に、市民の方に引換券が来ますよね、自宅に。それを、6,000円の商品券をもらうために、ちょっとまだ銀行さん決まってないんですかねそのあたり。

例えば、先ほど扱っている店舗でもできるよという話だったんですけど、例えばその店舗ではなくて、銀行とかで、引換券をプレミアム商品券に換えに行くときというのは、銀行さん自体も手数料が発生すると思うんですけど、それも商工会さんの負担。もし負担であれば、どれぐらいかかるというふうに試算されてるんですか。

答（経済環境） 今回、引換券を商品券に換える場所については、市役所もその候補の一つです。

あと公共施設として、一応、北部と南部でそれぞれ1カ所ずつの3カ所を主な場所として考えております。

銀行さんで、引換券を持って商品券に換えることはできないものですから、そこでの銀行さんが負担する手数料というか、そういった負担はないです。

問（16） 今だと市役所と北部と南部ということで、3カ所、公共施設で考えられてるのかなと思うんですね。

それで、9月からの引き換えは2週間しかできないということなんですけど、ちょっとこの2週間で3カ所で、逆に、届いたとか届かないとか、いろんな問題も出てくるかと思うんですけど、ちょっとこれ密にならないのかなっていうことで心配するんですけど。大丈夫なんですか。

答（経済環境） また、大きなところでは三つでございまして、それ以外にも、先ほどから申しております商品券を取り扱う小売店さんで、やっていただければ、密のほうは十分なくなるという予測をしております。
委員長 ほかに。

問（16） すみません。プレミアム商品券のことばかりやっていたんですけど。

2款1項2目の補正予算書、32ページ、文書管理費、訴訟等業務委託料。土地の評価の弁護士への着手金以外の不足が生じる実費ということで、先日、総括質疑で説明があったと思うんですけど。

これはもう控訴費用は入ってないということになると、非常に高額だと思うんですね、この91万円というのが。

なので、実費もそんなに、コピー代とかなので、めちゃくちゃかかるわけではないんですけど、これって何かオプション契約とかされてるんでしょうか、教えてください。

答（行政） 先の総括質疑で御説明させていただいたものとしましては、控訴審については、いわゆる着手金は既にお支払いをさせていただいております。

その他、日当とかですね、その他雑費等も今後発生すること。

また、着手金を払うことによって、既に見込んでいた、ほかの訴訟の日当等にも不足が生じるということで、今回、その相当分を増額補正させていただいてることになります。

問（16） 今、ほかの訴訟の日当というお話があったんですけど、ほかの訴訟でも、ではオプション契約をされてる。そういう日当を一回出廷したら幾らとか、たぶん、一回相談したら幾らという形の日当かなと思うんですけど。

どうもですね、そういう日当を出すという契約のところって、非常に弁護士との契約費用が高額になるケースが、私、今まで経験した中ではすごく多いなと思っているんですね。

特に日当とかを請求しない弁護士さんもお見えで、結局、着手金とあとは最後の判決が出て、勝った場合の成功報酬ですね。そこだけで、できてる弁護士さんもいるんですよ。

だけど、ちょっとこの間の文書管理事業の委託料、弁護士さんへの支払いを見てると、非常に何かちょっと高浜市さん、高い契約をされてるんじゃないかなと思うんですけど、そのあたりいかがでしょうか。

答（行政） 先ほどのオプション、一回幾らというような設定は、確かに契約の中ではですね、されているものもございます。

ただ金額の多寡につきましては、やはり訴訟の内容や難易度、また弁護士さんとの親疎、親しい、疎遠。もしくは、また弁護士さんとの、訴訟の内容に応じてですね、金額については、事務所ごとで異なりますので一概に高いと言えないというふうに判断しております。

問（16） 確かにですね、その訴訟内容によって、難易度によって、い

ろんな契約があるかと思うんですけど、ちょっと全体的にですね、いろんな訴訟がですね、着手金も含めてですね、非常に私からすると、契約金、契約の単価とかいろんなものが少し高いなと思うんですけど。

これ弁護士の方ってどういうふうに、決めてらっしゃるのかなと思うんですけど、教えてください。

答（行政） 弁護士報酬の、いわゆる基準というものにつきましては、過去に旧弁護士報酬基準というものがございました。

そのあとですね弁護士報酬基準が、いわゆる廃止をされて、各事務所ごとで基準のほうは定められております。

基準の内訳につきましては、こちら事務所の秘密に該当する項目になりますので、お答えすることはできませんけれども、いわゆる旧弁護士基準に即した形で、今回、試算をした中でですね、今回の増額させていただいた金額というものは、旧弁護士基準に照らし合わせても、妥当な金額であるというふうに考えております。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第46号の質疑を打ち切ります。

（9）議案第47号 令和2年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1回）

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第47号の質疑を打ち切ります。

(10) 議案第49号 令和2年度高浜市水道事業会計補正予算(第1回)
委員長 質疑を行います。

問(6) 49号の水道事業会計の補正予算ですけれど、総括の中で11番議員さんが質問され、その中で一般会計からの繰り入れ等の財政措置を行っている近隣市の状況は、言い出しっぺの刈谷市、それと安城市は、どうも、一般財源を繰り入れていると。

それと碧南、知立は、あとのほうは繰り入れないということなんですけれど、今回の要するに新型コロナウイルス感染症に関する支援策というのは、市の独自の支援策であるので、水道料金の免除における営業利益の減少、要するに8,260万は、一般会計が負担すべきと考えておりますけれど。

例えば、議案第48号の介護保険特別会計は、繰り入れを行っております。そうしたことで、繰り入れない理由と考え方について、財政当局のほうの見解を少しお聞きしたい。

答(総務部) お答えをいたします。

総括質疑のときの御答弁ですけれども、各市の対応は、それぞれまちまちで、これといった、必ずこれによらなければならないといったルールがあるわけではないと。

そうした中で、各自治体の財政規模でありますとか、財政状況によりますとか、そういったことによってそれぞれが判断をいたしているところかと存じます。

一般会計といたしましては、今後、第2波、第3波の襲来でありますとか、災害その他、不測の事態への備えを考えますと、慎重であるべきであるとは考えております。

過日の答弁で水道事業会計においては、令和元年度、経営戦略を策定をし、そうした中で経営改善を進めて、経営を圧迫しないように、今後の財政状況を見ながらということでありました。

一般会計といたしましても、そうした中で、まずは、早く減免の効果が行き渡るように、先行して水道事業会計で対応したということです。

今後の財政状況を見ながら対応していきたいと考えております。

問（６） 理由はわかりますけれど、一応、地方公営企業法17条の3で、地方公共団体は、災害の復旧、その他特別の理由により、必要がある場合には一般会計または他の特別会計から、地方公営企業の補助することができるというふうに、規定されておるんですけど、その他特別の理由というのが、今回の新型コロナウイルスの感染症に関する支援策に該当するのか。

そこら辺のことは、そういう通達が、厚生かどこかから来とるのか。

答（上下水道） 繰り入れの基準が総務省から、国のほうから基準内基準外という指定が、4月の初旬に来るんですけども、それからは、外れてくると思われまますので、繰り入れがあった場合は基準外の繰り入れ等となると思います。

以上です。

問（６） 例えば、その他の特別の理由ということで、もし、国のほうが認めていただければですね、一般会計から負担する一部だけけれども、地方交付税等に考慮されるというふうに思っておるんですけど。

最後に要するに、ちょっと副市長さんにお聞きしたいんですけど、水道事業や、財務事務に精通しておられると認識しておりますけれど、その経験を踏まえ、今回のことについて、何か考え等お持ちであれば最後にお伺いしたいと思います。

以上です。

答（副市長） 総括質疑のときにもお答えをしましたが、私の考えとしては、一般会計で負担すべき、全額負担すべきが基本であろうと思っておりますが、そのときもお答えしましたが、第2波、第3波の対応のところ、一般会計の財政状況がどうなるかというのは、一度確認をしたいというところと、そのときも申し上げましたが、地方創生の臨時交付金のところがですね、そのところに充てることのできるのかどうか、その辺のところをまた見てみたいということと、最終的にはですね、水道事業もですね、店舗や企業がなくなるということは、最後は収益的などころにはね返るということであるので、全額、一般会計が看ないということは、これはないと思っておりますが、仮に折半とかですね、そういう選

択肢は、最後のところではあるのかなというふうには考えておりますのでよろしく願いいたします。

委員長 ほかに。

問（16） 先日の総括質疑です、40ミリと50ミリの口径の基本料金がちょっと、なかったかなと思うので、そこを教えてくださいのと、あとですね、大口径と言われるのが何ミリ以上かというところと、あとですね、副市長のほうから、たしか大口径でも、例えば大家さんがアパートとか経営をしていて、一般家庭のところもあるというような御説明があったんですけど、それがどれぐらいの世帯数あるかというところと、あとですね、大企業のほうも、今回は対象になるということなんですが、手洗いの推奨をしてるから大企業も対象ですよという説明が先日あったかと思うんですけど、これについては例えば、その大企業とかにおいても水道の使用料が上がったとかそういうことを、確認しているのか。

もし確認をきちんとしているのであれば、どれぐらい変わっているのか教えてください。

委員長 答弁をお願いします。

答（上下水道 主幹） 総括質疑においてお答えできなかった40ミリ、50ミリの基本使用料ですが、40ミリが1万8,820円、50ミリが2万7,640円です。

大きい口径でも共用栓があるということで、若干ちょっと資料は持ち合わせておりませんが、40ミリ、50ミリにおいては、そういう一般家庭への供給が共用栓方式でされているということで御理解いただきたいと思います。

小口径については、13、20ミリということで位置づけをさせていただいております、25ミリ、40ミリ、50ミリ、75ミリというのが、一応大口径というような扱いをさせていただいております。

ただし、25ミリにおいても、一般家庭へ供給されている御家庭もあります。

以上です。

問（16） すいません、答弁漏れがあるかと思うんですけど、大企業に

において、手洗いの推奨してるということで、水道使用料が上がったということについて、お答えください。

答（都市政策部） 大企業の状況はどうだったかということだと思っておりますが、大企業の水道の使用料に関しては、把握しておりませんが、今回の施策につきましては、一般家庭、それから企業、中小企業、大企業、一律に、市内の水道を利用させていただいている方に対して、減免のほうさせていただくということを進めているということですので、御理解のほう、よろしくお願いいたします。

問（16） ちょっと確認したいんですけど、先ほどの答弁で、40ミリと50ミリにおいては、一般家庭供給されているものがあるという御答弁があったと思うんですけど。

これ、全然私、水道のことわからないので。これ、大体どれぐらいの割合で一般家庭へ供給されているものが、とりあえず今資料がないということなんで、とりあえずどれぐらいの割合が、一般家庭の供給があるのかというところと、あと、大口径の25ミリ、こちらに関しては、一般家庭と中小企業、混ざっているのか。いわゆる大企業というのは、もうこの75ミリ、ここがほとんどなのか、そのあたりちょっと教えていただきたいんです。

答（上下水道） 先ほど、共用栓の関係なんですけども、昨年度の水量の実績が手持ちでありますので、御報告させていただきます。

昨年度の有取水量が、501万2,255立米のうち、共用栓で使用されたのが、13万5,947立米の使用の割合となっております。

件数の資料を持ってないものですから、それで御説明とさせていただきます。

あと、25ミリの企業、一般とも混ざっております。

企業さんも25ミリで使ってみえるし、先ほど言った共用栓についても、25ミリの部分も入っておりますので、40ミリ、50ミリだけではなく、25ミリというところも中にはございますので、そういう形になっております。

75ミリが大企業かということ、企業さんの中には、やはり50ミリ、

40ミリを使用されている企業さんもみえますし、あと75ミリ、先ほどの大きなメーターについても、使われている企業さんもございます。

問（16） すいません、ちょっとですね、私これ聞いたと思うんですけど、先ほど25ミリも大口径で一般家庭に使われてるよということで、25ミリと40ミリと50ミリで、この中で一般家庭で使われている、大体の割合で結構ですので、どれぐらいあるんでしょうかね。

いわゆる大口径だけど、一般家庭なのか、企業なのかっていうところで、ちょっと判断したいものですから、そこだけ教えてください。

答（上下水道） 先ほどお話があった25ミリ、40ミリ、50ミリのメーター口径につきましては、料金の契約体系で先ほど言った共用栓とかですね、あと、遠隔式も出てくるんですけども。

共用栓につきましては、一般家庭。あとの件数につきましては、先ほど申したとおり、共用栓についての資料を用意してございませんので、持ち合わせておりません。

問（16） では、例えばその25ミリ、40ミリ、50ミリに関して、市としては、このうち何件が一般家庭で、何件が共用の世帯何件で、あと、大企業、中小企業さんが何件かというのは、そのあたりは把握されているということで、よかったんですかね。

もし把握されているようであれば、例えば一般家庭だけ今回、基本料金を免除するとか、そういうことができたんじゃないかと思うので、ちょっとそのあたり教えてください。

答（上下水道） 一般家庭だけ、件数的には拾い出すには、時間がかかると。要は企業さんでも、もう仕事をやめて、一般家庭でという形でやられている。登録がいろいろになってますので、そこら辺のしっかりした把握というのは非常に難しいと思います。

先ほど言った共用栓に関しましては、件数等は出てきます。

答（都市政策部） 水道の基本料金の関係、口径に関しては、基本的には申込者の方が、何ミリかというのを選ばれるものですから、例えば企業であるのか、個人であるのかっていうのは、その申込書を見てみないとわからないとかですね、先ほどグループリーダー申しましたように、

一般家庭であってもお店を一緒にやっていて、基本料金に関する水道の口径に関しては、一本で入るということになりますので、そうしますと、お店があって併用住宅と言われるようなものでしたら、住宅で使う分、それからお店で使うというのは一緒になりますので、そのあたりが、なかなか把握するというのは難しいということでございますが、今回に関しては、先ほど申しましたように、一律で、全戸、全給水栓に関しまして、免除をさせていただくということで進めておりますので、よろしくお願いいたします。

答（副市長） 総括質疑のときにですね、市長の最初の指示は、一般家庭に限定できないかという、オーダーがあったということは申し上げました。

ということなんで、私も水道事業のことはある程度、承知をしていたので、共用栓の話もありましたが、それは役所で把握できます。

ただ、今部長のほうからの答弁がありました。以前は、企業として引いたところを、もう様態が変わって、中で分けて、一般家庭が住んでいるんだけど、それはもうその部分がわからないということや、店舗併用のところで、そういったところが抜け落ちる可能性がありますと、いうことであつたんで、全需要家に対してやっていこうというふうな判断をしたものでありますので御理解をいただければと思います。

問（6） 今までのお話を聞いているとですけど、一応13ミリ、例えばミリ口径で件数ぐらいは出ると思いますので、後でよろしいですので、まとめた数字というのか、今把握してる数字だけでもいいので、大企業とか一般家庭とかということじゃなくて、例えば先ほど副市長が言ったみたいに、集合住宅や何かで大きな口径から、13ミリや20ミリに分けているアパートだとか、いろいろな方法がある家庭がございまして、そこら辺のことを考えて、計数だけでもいいので教えて、後で連絡をしていただきたいと思います。

答（上下水道） 13ミリの件数、共用栓を含めた件数は、3月、4月の実績で1万5,411件ということで総括のときに、お答えさせていただいておりますので、お願いいたします。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第49号の質疑を打ち切ります。

(11) 議案第51号 令和2年度高浜市一般会計補正予算（第5回）

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第51号の質疑を打ち切ります。

委員長 以上で付託された案件の質疑は終了いたしました。

なお、本委員会においては、自由討議を実施する案件はありません。
暫時休憩いたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時04分。

委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

答（上下水道） 先ほどの13ミリ、20ミリ、25ミリ等の栓数につきましては、事業報告書のほうに載せてありますので、そちらを御確認していただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

《採 決》

(1) 議案第32号 高浜市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

(2) 議案第33号 高浜市税条例等の一部改正について

挙手全員により原案可決

(3) 議案第34号 高浜市都市計画税条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

(4) 議案第35号 高浜市国民健康保険条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

(5) 議案第36号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

(6) 議案第37号 高浜市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

(7) 議案第38号 高浜市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

(8) 議案第46号 令和2年度高浜市一般会計補正予算（第4回）

挙手多数により原案可決

(9) 議案第47号 令和2年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1回）

挙手全員により原案可決

(10) 議案第49号 令和2年度高浜市水道事業会計補正予算（第1回）

挙手多数により原案可決

(11) 議案第51号 令和2年度高浜市一般会計補正予算（第5回）

挙手全員により原案可決

委員長 以上をもって、当委員会に付託となりました全案件の審査を終

了いたします。

お諮りいたします。

審査結果の報告の案文は、正副委員長に御一任願ってよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、正副委員長に一任させていただきます。
市長挨拶。

市長挨拶

委員長 以上をもちまして、総務建設委員会を閉会いたします。

委員長挨拶

終了 午前11時09分

総務建設委員会委員長

総務建設委員会副委員長